

中丹ふるさとを守る活動に関する協定書（例）  
（見守り活動及び農村交流活動）

〇〇会社（以下「甲」という。）、〇〇市（以下「乙」という。）及び京都府中丹広域振興局（以下「丙」という。）は、中丹ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成23年〇月〇日施行）に基づき甲が行う見守り活動及び農村交流活動（以下「交流等」という。）の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができることを目指して、甲、乙及び丙が積極的に協力し、交流等を行うことにより、地域の福祉の向上や農村の維持活性化に寄与することを目的とする。

（活動の対象とする地域）

第2条 見守り活動を実施する地域（以下「見守り対象地域」という。）については、〇〇市のうち甲が日常的に業務を行う地域とし、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

2 農村交流活動を実施する地域については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、その社員等に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑に交流等の活動が行われるよう努めるものとする。

2 甲は、見守り活動を実施するに当たり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとし、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変等を察知した場合、速やかに乙に連絡又は通報（以下「連絡等」という。）するものとする。

3 見守り活動は、良心に基づき誠実に行うものとし、その経費は甲の負担とする。

4 甲は、地域の維持、活性化のために必要な農村交流活動を誠意を持って実施し、地域住民と意志疎通を図るとともに、地域環境に負荷をかけないように努めるものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、見守り活動について、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑に連絡等に対応する体制の整備を行うものとする。

2 乙は、甲から前条第2項の連絡等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況は甲に連絡するものとする。

3 乙は、本協定の趣旨を広報するなど、甲の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

4 乙は、農村交流活動を円滑に実施できるよう、地域住民の意向や地域事情を充分把握し、甲と地域住民との調整を図るものとする。

(丙の責務)

第5条 丙は、甲及び乙の活動が円滑に進むよう協議調整を行うとともに、ホームページ等においてこの協定の内容等の情報発信を行うなど必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(相互連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住 所)  
(会社名)  
(役 職)  
氏 名

乙 ○○市  
市長名

丙 京都府  
京都府中丹広域振興局長名